

議案第七号

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成十九年港区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第一条中「第三条第二項及び」を「第三条第一項及び第二項並びに」に改め、「第七条第一項」の下に「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項」を、「知識経験」の下に「又は優れた識見」を、「定めた採用」の下に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第二条中「任命権者は」の下に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第二項とし、

同条に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第三条中「前条」を「前条各項」に改め、「（以下「任期付職員」という。）」を削る。

第四条中「第二条」を「第二条各項」に、「任期付職員」を「同条第二項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

（給与に関する特例）

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第一の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第二の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならぬ。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前二項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一致する額を加えた額（一般職の職員の

給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は同表八号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第二項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第三条、第十八条の三第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十一条の四第二項並びに第二十一条の五第一項の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十九年港区条例第四十三号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「任期付職員採用条例第四条第一項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第十八条の三第二項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第二十条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、給与条例第二十一条第二項ただし書中「第九条の二第一項の規定に基づ

き指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百七・五」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百」と、給与条例第二十一条の四第二項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十五」とあるのは「特定任期付職員にあつては百分の九十二・五」と、給与条例第二十一条の五第一項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。（給与条例の適用除外）

第六条 給与条例第五条、第六条、第九条から第十一条まで及び第十一条の三の規定は、特定任期付職員には適用しない。

付則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第四条関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
一	三九二、〇〇〇円
二	四三三、〇〇〇円
三	四八三、〇〇〇円

別表第二（第四条関係）

号給別基準職務表

七	六	五	四
七八九、〇〇〇円	六九七、〇〇〇円	六一四、〇〇〇円	五四四、〇〇〇円

号級	一	二	三	四	五
基準となる職務	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務

六	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
七	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説 明)

特定任期付職員採用制度を導入するため、本案を提出いたします。